

学校法人の附属明細書の検討に関する意見

2023年8月7日
日本公認会計士協会
常務理事 稲垣 正人

令和5年度第3回学校法人会計基準の在り方に関する検討会の資料を踏まえて、附属明細書に関する議論について以下のとおり意見を提出します。

<総論>

1. 広く公表することを前提にするならば、附属明細書は全般的に簡素化することが望ましい。
2. 従前の附属明細書は、私学助成法に基づき、補助金支給のために作成されたものである。私学助成法に基づく提出を引き続き求めることになるが、開示目的のために簡素化された附属明細書を提出することについて、私学助成に関する行政手続において問題はないのか。
3. 私学法では「附属明細書」(第103条第2項等)となっているが、従前は学校法人会計基準第4条第3号から「〇〇明細表」と呼ばれてきた。今後は、学校法人会計基準上も名称を「附属明細書」とし、各種書類の名称を変えることが望ましい(例えば、「固定資産の明細」「借入金の明細」「基本金の明細」)。

<固定資産明細表>

1. 増減理由の記載基準は3,000万円とされている(第八号様式の注4)。これは昭和40年代の物価を参考に設定していると考えられ、現在との物価水準の違いを考慮する必要がある(昭和40年代と比べて消費者物価指数は2.3倍である)。現行の基準では詳細な情報がいたずらに開示されるおそれがあるので、一般開示に当たっては記載基準の増額や記載基準を総資産比率のみで設定するなどの見直しをすべきである。

<借入金明細表>

1. 借入先について、どのような種類の金融機関から資金調達を行っているのか、種類別での記載は必要と考えるが、全ての金融機関を開示することは避けるべきである。
2. 個別に記載する場合でも主要借入先のみで十分と考える。
3. 利率の表記は、個別に記載せず、利率の幅等の記載で十分と考える。

<基本金明細表>

1. 基本金明細表の内容は一般のステークホルダーにとってわかりにくいものであり、開示には適さないと考えるが、基本金制度は学校法人の根幹をなす制度である。基本金(純資産)の増加要因及び減少要因を示すという目的の範囲内で、簡素化すべきと考える。
2. 簡素化の程度は検討が必要であるが、少なくとも組入れ対象資産及び取崩し対象資産の科目の開示は必要である。また、比較可能性を担保する趣旨で、法人単位でまとめて記載する様式に統

一すること（部門別記載方式の廃止）が望ましい。

<第2号基本金の組入れに係る計画集計表・計画表／第3号基本金の組入れに係る計画集計表・計画表>

1. 一般向けの開示書類としてなじむものではないと考える。現在の公認会計士監査では、計画集計表の金額が整合している、記載されている計画が正式な手続に従って決議されているかなどを確認しているが、計画表の内容については検証していない。
2. 現状の形式には拘らずに検討することが望ましい。例えば、以下のような取扱いが考えられる。
 - 第2号基本金について、事業報告書上、将来の設備投資計画に基本金の組入れ方針を併記すること。
 - 第2号及び第3号基本金の組入れに係る計画集計表について、基本金明細表の脚注事項として扱うこと。

以 上